

南丹市インターネット接続サービス加入契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 南丹市（以下「市」といいます。）は、南丹市地域情報通信ネットワーク施設に関する条例（平成19年条例第2号）（以下「条例」といいます。）および南丹市地域情報通信ネットワーク施設に関する条例施行規則（平成20年規則第2号）（以下「規則」といいます。）により、インターネット接続サービスを提供します。

2 条例および規則と本約款に相違がある場合、ならびに本約款に定めのない事項については、条例および規則が優先するものとします。

3 市と加入者との間に結ばれる契約（以下「契約」といいます。）は、以下の条項によります。

(約款の変更)

第2条 市は、条例または規則の変更を受けて、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 通信設備 通信を行うための機械、器具、南丹市情報センターから光端末回線装置（以下「D-ONU」といいます。）までの通信回線およびその他の設備
- (2) サービス 通信設備を使ってインターネットに接続するサービス
- (3) 指定管理者 条例第31条に基づき指定した南丹市地域情報通信ネットワーク施設を管理する者
- (4) 加入者 南丹市有線テレビ放送施設（以下「CATV」といいます。）の加入者もしくはその利用で、サービスへの加入を申し込み、市長が承認した者
- (5) 契約 加入者が本約款に基づくサービスの提供を受けるための契約
- (6) 加入者回線 サービスを利用するために加入者が設置するD-ONU以降の通信回線
- (7) 端末接続装置 端末設備との間で通信信号の変換等の機能を有するD-ONU
- (8) 自営端末装置 加入者が設置する端末設備で、通常IPアドレスを付与して接続する機器（パーソナルコンピュータ、ルータなど）

第2章 契約

(サービスの種類等)

第4条 契約には、別表（料金表）に規定するサービスを含みます。

(契約の単位及び成立)

第5条 市は、加入者ごとに1の契約を締結します。また、加入申請の承認をもって契約成立とします。

(サービス区域)

第6条 サービスは、南丹市全域において提供します。

(加入者の施設設置範囲)

第7条 加入者が指定した建物または工作物においてD-ONU以降に設置する加入者回線は、端末接続装置を除き、加入者に設置していただきます。

(加入者の資格)

第8条 原則として、サービス提供区域内に住所を有する個人等で、CATVの加入者もしくはその利用者となります。

2 利用料その他のCATVの利用に関する債務について滞納がない者となります。

(加入申込の方法)

第9条 加入の申込みをするときは、市長が別に定める申請書の提出を要します。

(加入申込の承認)

第10条 市長は、加入の申し込みがあったときは、受け付けた順に従って承認します。ただし、業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) CATVの加入承認を受けていないとき
- (2) CATVの分担金または利用料ならびに負担金などの滞納があるとき
- (3) サービス取扱上、電気通信設備に余裕がないとき
- (4) その他業務の遂行上著しい支障があるとき

(サービスの追加・変更・廃止)

第11条 加入者は、市長が別に定める様式により、料金表に規定するサービスの追加、変更、廃止及び利用の休止、復旧の申請をすることができます。なお、利用休止の期間は最長5年間で5年以内の単位で更新が行えますが、この利用休止期間が経過しても利用休止の更新または復旧の申し出がない場合は、さらに5年間を経過した時点で解約となります。この際、市長は利用休止の更新または復旧の有無について5年毎に加入者の意思を郵送により確認するものとします。

2 前項の請求の方法およびその承認については、第9条および前条の規定に準じて取り扱います。

(加入者が行う契約の解除)

第12条 加入者が、契約を解除しようとするときは、市長が別に定める解約の申請をしていただきます。

2 前項による契約解除の場合、市が貸与した端末接続装置を加入者の負担により返却していただきます。また、市長は通信設備の機能を保全するために必要な終端工事を行います。これに要する費用も加入者に負担していただきます。

(市が行う契約の解除)

第13条 市長は、次の場合には、この契約を解除することがあります。

- (1) 第17条の規定によりサービスの利用停止をされた加入者が、なおその事実を解消しないとき
- (2) 条例第29条の規定により、市がサービスを終了するとき

2 市長は、前項の規定により、この契約を解除しようとするときは、あらかじめ加入者にそのことを通知します。

3 第1項の規定により、この契約を解除するときの負担は、前条第2項の規定に準じて取り扱います。

(譲渡の禁止)

第14条 加入者がサービスを受ける権利は、他人に譲渡することができません。

第3章 付加機能

(付加機能の提供等)

第15条 市長は、加入者から申請があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

第4章 サービスの一時停止等

(サービスの一時停止)

第16条 市長は、次の場合にはサービスの提供を一時停止することがあります。

- (1) 通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
- (2) 天災、事変その他の偶発的な事故など自己の責めに帰することのできない事由が生じたとき
- (3) 利用者が一時的に集中し、通信が著しくふくそうしたとき

2 前項の規定によりサービスの提供を一時停止するときは、緊急時等やむを得ない場合を除き、あらかじめ加入者にお知らせします。

(サービス停止)

第17条 加入者が次のいずれかに該当するときは、サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務(CATVの利用に関するもの、および本契約によって支払いを要することとなったものをい

います。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、市が指定する料金収納事務を行う事業所以外で支払われた場合であって、市長がその事実を確認できないときを含みます。)

(2) 契約の申込みに当たって、所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき

(3) 第27条の規定に違反したとき

(4) 前各号のほか、この約款に違反する行為、サービスに関する業務の遂行もしくは市の通信設備のいずれかに著しい支障を与え、または与えるおそれのある行為を行ったとき

2 前項の規定によりサービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、停止する日および期間を加入者に通知します。

第5章 利用の制限

(利用の制限)

第18条 天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合で必要と認めるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、サービスの利用を制限することがあります。

2 利用が一時的に集中し、通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3 サービスの利用者が、市の通信設備に過大な負荷を生じる行為をした場合、その利用を制限することがあります。

第6章 料金等

第1節 料金

(料金の適用)

第19条 サービスの料金は、加入分担金、利用料、手数料とし、料金表に定めるところによります。

2 料金の支払い方法は、市長が別に指定する金融機関に開設した加入者が指定する預金口座からの振替を原則とします。

3 残高不足などにより、振替日に料金の支払いができなかった場合は、市長が発行する請求書により金融機関等の窓口で支払っていただきます。

第2節 料金の支払義務

(利用料等の支払義務)

第20条 加入者は、契約に基づいてサービスの提供を開始した日の属する月の翌月から起算して、契約の解除があった日の属する月までの期間については、料金表に規定する利用料の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりサービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払いは、次によります。

(1) 第16条に規定の行為があったときは、加入者は、その期間中の利用料等の支払いを要します。ただし、加入者の責めによらない理由により、連続して10日以上サービスを全く利用できない状態(全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合は、当該月分の利用料について加入者は支払いを要しません。

(2) 第17条に規定の行為があったときは、加入者はその期間中の利用料等の支払いを要します。

3 市長は、支払いを要しないこととされた利用料等が既に支払われているときはその料金を返還、または翌月の利用料等の請求と相殺します。

(加入分担金の支払義務)

第21条 加入者は、第10条の規定に基づき加入の申し込みを行い、市長が第11条の規定に基づきこれを承諾したときは、料金表に規定する加入分担金の支払いを要します。

(手数料の支払義務)

第22条 加入者は、約款に規定する手続の申請を行い、市長がこれを承認したときは、手数料の支払いを要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除または申請の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、その料金を返還します。

第7章 保 守

(市の設備維持責任)

第23条 市長は、市が設置した通信設備をこの契約に基づくサービスが円滑に提供できるよう維持します。

(加入者の設備維持責任)

第24条 加入者は、自営端末設備または加入者回線を善良な管理者の注意をもって管理、維持していただきます。

(加入者の切分け責任)

第25条 加入者は、自営端末設備がこの契約に基づく通信設備に接続されている場合において、正常に稼動しなくなったときは、当該自営端末設備または加入者回線に故障のないことを確認の上、市長に市の通信設備の修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、加入者の請求により市の係員または市長が指定する者を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または加入者回線にあったときは、加入者にその派遣に要した費用を負担していただきます。

第8章 免 責

(免責)

第26条 市は、加入者がサービスの利用に関して損害を被った場合、何らの責任も負いません。

2 加入者が、インターネットを介して第三者が提供するサービスを受けたときの費用は、その加入者の負担とし、市は一切の責任を負いません。

3 この約款等の変更により自営端末設備または加入者回線の改造または変更を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第9章 雑 則

(利用に係る加入者の義務)

第27条 加入者は、市長がサービスの提供に必要な通信設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、加入者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該加入者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は加入者が負うものとします。

2 加入者は、契約に基づき市が貸与した通信設備を、次の各号に従い善良な管理者の注意をもって管理することとします。また、当該機器以外の端末接続装置の接続を禁止します。

- (1) 入質又は他人に譲渡及び転貸しないこと
- (2) 分解又は故意に破損する行為を行わないこと
- (3) 設定情報を消失又は変更する行為を行わないこと
- (4) 故意または過失により、滅失又は損傷したときは、原形復旧に要する費用を負担すること

3 加入者は、次の各号の行為を行わないこととします。

- (1) 他の加入者のID及びパスワード等を不正に使用すること
- (2) 公序良俗または法令に違反する行為
- (3) 本サービスのシステムを利用して、他の第三者にサービスを利用させる行為
- (4) コンピュータウイルス等有害なプログラムを本サービスを通じて、使用もしくは提供すること
- (5) 他の者に損害又は苦痛を与える情報を発信すること

第10章 指定管理

第28条 条例31条第1項の規定により指定管理者に南丹市地域情報通信ネットワーク施設の管理を行わせる場合は、本約款の各条中「市長」は「指定管理者」と読み替えるものとします。

附 則

(施行期日)

- 1 この約款は、平成21年1月1日から施行します。
 この約款の一部改正は、平成26年4月1日から適用します。
 この約款の一部改正は、平成26年10月1日から適用します。
 この約款の一部改正は、平成28年4月1日から適用します。

(経過措置)

- 2 この約款の施行の日の前日までに、「ケーブルネットワークそのべ」インターネット接続サービス契約約款の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この約款の相当規定によりなされたものとみなします。また、現に改正前の約款第9条および第10条の規定により市から加入の承認を受けているものについては、改正後の約款第9条および第10条の規定により指定管理者から加入の承認を受けたものとみなします。

別表 (料金表)

1. インターネット接続サービス料金表 (税別) ※注1

項 目	金 額	サービス内容
加入分担金	1加入 4,761円	※注2
基本サービス利用料 基本サービス	月額 2,857円	インターネット接続、IPアドレス付与(グローバルアドレス1個/DHCP)、電子メールアドレス付与(5個まで)、メール転送、メールウイルススキャン、メールアドレス変更、Webメール、迷惑メール削除、ホームページスペース(100MBまで)、ホームページアドレス変更、ブログ、マカフィー for ZAQ(外部からの不正アクセスのブロック、PC内のウイルス・スパイウェア検知・駆除)、ホームページフィルタリング、ホームページウイルススキャン
付 加 機 能	えらべ〜るアドレス (メール)	無料 数百種類のサブドメインを組み合わせたメールアドレスが使用できます。
	えらべ〜るアドレス (ホームページ)	無料 数百種類のサブドメインを組み合わせたホームページアドレスが使用できます。
	メールングリスト	月額 1,000円 決められたアドレスに送信すれば、登録してあるメールに自動的に送られます。最大100名まで登録可能。
	ホームページスペー	月額 300円 / 100MB 100MB単位で追加(基本サービスを含め最大20

	ス追加		OMBまで)
休 止 ・ 復 旧	休止料金 (アカウントを保持 しない場合)	無料 (ただし、休止手数料は必要)	メールやホームページアドレスは廃止となり、復 旧時に同じアドレスは使用できません。
	休止料金 (アカウントを保持 する場合)	月額 952円 *注3	インターネット通信はできませんが、メールやホ ームページアドレスを復旧時に使用される場合、 サーバーでアドレスを管理する必要があるため、 料金が必要となります。他のプロバイダーからの 利用は可能です。
	休止手数料 *注4	1回 952円	
	復旧手数料 *注4	1回 952円	
解約手数料 *注5		1回 952円	解約時の手数料 工事代金別途必要
設定書発行費 (再発行含 む) *注6		1回 952円	設定書発行の費用 (再発行含む) 郵送又は身分証明書持参で窓口渡し
調査出張費		1回 2,857円	加入者の依頼による故障調査の結果、原因が加入 者にある場合 (約款25条2項関係)
工事事務手数料		工事費の8%	工事費用が発生する場合の事務費

注1) 上記金額に消費税相当額を加えた額がお支払いいただく金額となります。なお、消費税相当額を加えた額に10円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

注2) 集合住宅等の加入分担金は、新規加入申請時に入居可能戸数分のお支払いが必要となります{入居可能戸数×5,140円(税込)}。

注3) アカウント保持期間は最長12ヶ月間です。

注4) 市が定める加入促進期間に加入し、かつ当該加入者に係る伝送路設備工事の着手前に休止を申し出た場合、休止手数料及び初回の復旧手数料はかかりません。

注5) 再度加入されました時に同じアドレスは登録できません。また、ONUについては指定管理者の方で撤去します。

注6) アカウントの追加や設定書の紛失、メール追加設定、パスワードを忘れられた時の設定書再発行費用です。